平成２２年（フ）第９２号
山形県鶴岡市道形町14番６号
債務者　小山　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９５号
山形県鶴岡市高坂字三ケ水口100番地
債務者　本間　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１５７号
福島県会津若松市河東町広田字横堀237番地
債務者　古川　貴志
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
新潟市中央区日の出１丁目12番23号
債務者　大島　歌子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３１号
新潟県岩船郡関川村大字下関468番地
債務者　鈴木　清司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４３４号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎１棟105号
債務者　宮副　　修
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７４１号
京都府宇治市神明宮西26番地の２　ｃｏｚｙ　ｃｏｕｒｔ308号
債務者　室田絵里子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２６号
京都府宇治市大久保町平盛104番地の２　ライオンズマンション宇治大久保411号
債務者　楠原　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４３号
京都府久世郡久御山町下津屋北野48番地７株式会社コプロス社宅301号
債務者　森口　貴雄
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４４号
京都市西京区上桂森上町21番地３　クリケットパレス401号室
債務者　岩井　博幸
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１５号
京都府城陽市久世下大谷21番地の63
債務者　北垣　美月
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６８号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠302号
債務者　岡本　幸博
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９１号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４号棟507号
債務者　栗田　由香
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０１号
京都市中京区西ノ京左馬寮町８番地30
債務者　大橋　正章
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３１号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台第９棟503号
債務者　市田　智晶
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―811
債務者　澤野　　操
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７９号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―811
債務者　澤野八千代
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係